

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市山科区御陵原西町他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	歩道整備工事（四ノ宮四ツ塚線（三条通））			
工期	契約日の翌日から120日間			
事業課（所）名	東部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	280
舗装打換え工	m2	309	薄層カー舗装工	m2	289
特殊ブロック舗装工	m2	13	インターロッキングブロック舗装工	m2	285
構造物撤去工	式	1			

施 工 理 由

本工事は、四ノ宮四ツ塚線（三条通）の歩道において、通行者の安全性及び快適性を確保することを目的として、劣化の著しい舗装の補修を行うものである。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回		円	
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回		円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回		円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回		円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年5月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年5月	
基 準 適 用 年 月	2026年5月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	06:舗装工事	
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.5
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

設計内訳書（本01）

工事名	歩道整備工事（四ノ宮四ツ塚線（三条通））				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕		式	1				
舗装工		式	1				
舗装打換え工		式	1				
表層	材料種類:再生密粒度アスコン(13), 舗装厚:40mm, 平均幅員:1.4m以上	m2	309				単 1号
薄層カー舗装工		式	1				
薄層カー舗装	舗装色:ベージュ, 規格・仕様:RPN-501	m2	289				単 2号
ブロック舗装工		式	1				
特殊ブロック舗装	再利用設置, 30cm×30cm	m2	13				単 3号
インターロッキングブロック舗装工		式	1				
インターロッキングブロック舗装 撤去（再設置）	撤去及び再設置, 直線配置 ブロック厚 6cm, 砂(クッション用), 30mm, 100m2以上, 無, 無	m2	285				単 4号
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:4cm	m2	310				単 5号(概)

設計内訳書（本01）

工事名	歩道整備工事（四ノ宮四ツ塚線（三条通））				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別:アスファルト殻	m3	12				単 6号(概)
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	12				単 7号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	29				単 8号
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 5.5%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	歩道整備工事（四ノ宮四ツ塚線（三条通））				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 1号	表層	材料種類:再生密粒度アスコン(13), 舗装厚:40mm, 平均幅員:1. 4m以上	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層(歩道部)		1. 4m以上, 40mm, 再生密粒度アスコン(13), プライムコート PK-3, 全ての費用	m2	1			04-01-02	
CB410261								
合計								
単価							円/m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 2号	薄層カー舗装	舗装色:ベージュ, 規格・仕様:RPN-501	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
樹脂系すべり止め舗装工		歩道(路側帯・スクラップゾーン含む), RPN-501, 100m2以上(標準), 無, 無, 無, 無, 有, 1. 0m超え(標準)	m2	1			単 9号 06-02-07	
WB812020								
合計								
単価							円/m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 3号	特殊ﾌﾟﾛｯｸ舗装	再利用設置, 30cm×30cm	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊ﾌﾟﾛｯｸ舗装		再利用設置	m2	1			04-02-04	
CB422530								
合計								
単価							円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 4号	インターロッキングﾌﾟﾛｯｸ舗装 撤去（再設置）	撤去及び再設置, 直線配置 ﾌﾟﾛｯｸ厚 6cm, 砂(ｸｯｼｮﾝ用), 30mm, 100m2以上, 無, 無	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
インターロッキングブロック撤去 （再設置）		撤去及び再設置, 直線配置 ﾌﾟﾛｯｸ厚 6cm, 砂(ｸｯｼｮﾝ用), 30mm, 100m2以上, 無, 無	m 2	1			単 10号 06-02-02	
WB810420								
合計								
単価							円／m2	

1 次単価表(概)

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 5号	舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:4cm	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎		アスファルト舗装版, 無し, 必要, 15cm以下, 有り, 全ての費用	m2	1			04-03-02	
CB430310								
合計								
単価							円／m2	

1 次単価表(概)

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 6号	殻運搬	殻種別:アスファルト殻	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎, 機械(対策不要厚15cm超)又は必要, 有り, 17. 5km以下, 全ての費用	m3	1			02-02-25	
CB227010								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 7号	殻処分	殻種別:アスファルト殻	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1			単 11号 01-14-01	
WB020051								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 8号	交通誘導警備員		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1			単 12号 02-05-21	
WB010212								
合計								
単価							円／人日	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 9号 WB812020	樹脂系すべり止め舗装工	歩道(路側帯・スクリーン含む), RPN-501, 100m2以上(標準), 無, 無, 無, 無, 有, 1. 0m超え(標準)	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
樹脂系すべり止め舗装工 RPN-501 単価補正1. 000 (FP3)		Q001598033	m2	1				
諸雑費(まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円/m2	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 10号 WB810420	インターロッキングブロック撤去 (再設置)	撤去及び再設置, 直線配置 フロック厚 6cm, 砂(クッション用), 30mm, 100m2以上, 無, 無	単位	m 2	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
インターロッキングブロック撤去工 再使用 単価補正1. 000 (FP3)		Q001064001	m2	100				
インターロッキングブロック設置工 一般部 T=6cm 標準品 直線配置 単価補正1. 000 (FP3)		Q001060001	m2	100				
インターロッキングブロック ブロック厚6cm 標準品 単価補正-1. 020 (FP3)		Z002360001	m2	100				
インターロッキングブロック ブロック厚6cm 標準品		Z002360001	m2	2				
砂 クッション用		Z002150001001	m3	3. 87				
諸雑費(まるめ)		ZS30000004	式	1				
合計								
単価							円／m 2	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 11号 WB020051	処分費 (m3)		単位	m3	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 アスファルト殻 (昼間)		Y007600000001	m3	100				
合計								
単価							円／m3	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 12号 WB010212	交通誘導警備員B		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B		R0804	人	1				
諸雑費 (まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円／人日	

特記仕様書（個別工事編）

工事名 歩道整備工事（四ノ宮四ツ塚線（三条通））

工事場所 京都市山科区御陵原西町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和8年4月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）」の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「クールタイム・シフト工事」の試行）

- 1 本工事は「京都市建設局クールタイム・シフト工事」の対象（受注者希望方式）であり、「京都市建設局クールタイム・シフト工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000354379.html>に基づいて実施する。
- 2 受注者は、実施を希望する場合、実施開始までに、実施期間及び実施内容を発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、その実施内容を反映させること。
- 3 施工計画書提出後に実施の協議が整った場合は、変更施工計画書に、その実施内容を反映させること。

第3条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事实施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第4条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第5条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第6条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 着工前に、工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を監督職員の指示する範囲に配布すること。
- 2 土、日、祝日については、原則施工を行わないこと。ただし、やむを得ず施工を行う必要が生じた場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得ること。
- 3 工事期間中は、施工範囲内への立入防止措置を確実に実施し、第三者の安全を確保すること。
- 4 施工中の騒音、振動、粉塵等を極力抑えるよう努めること。

第2条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、警察等との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第3条（工事規制）

本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

規制種別	規制期間	規制内容
年末年始 規制	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。

第4条（交通誘導警備員）

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無
施工箇所	1～5名	交通誘導警備員B 1～5名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第2条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
舗装版打換え工	表層	施工状況の確認（乳剤散布状況、締固め状況）、必要仕上がり厚について下がりの確認を行う。

第3条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考
舗装打換え工	表層	現場密度の測定	3箇所	コアを採取できない場合は、舗設面積及び厚さでの密度管理、又は転圧回数による管理を行う等、施工計画書提出までに十分に監督員と協議し、施工計画書を提出すること。

第4条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
薄層カー舗装工	現場着手前に現場立会にて薄層カー舗装の範囲の確認を行うこと。 視覚障害者誘導用ブロック設置箇所の輝度比を確保できるよう、視覚障害者誘導用ブロック設置箇所には、薄層カー舗装を行わない。 なお、輝度比が確保できる場合は、この限りでない。

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
アスファルト塊 (掘削) 昼間	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路松林町 18 番地の 1	設計運搬距離 L = 16.5km

第 2 条 (特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 7 年 6 月 1 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の21日前までに完成した状態で提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

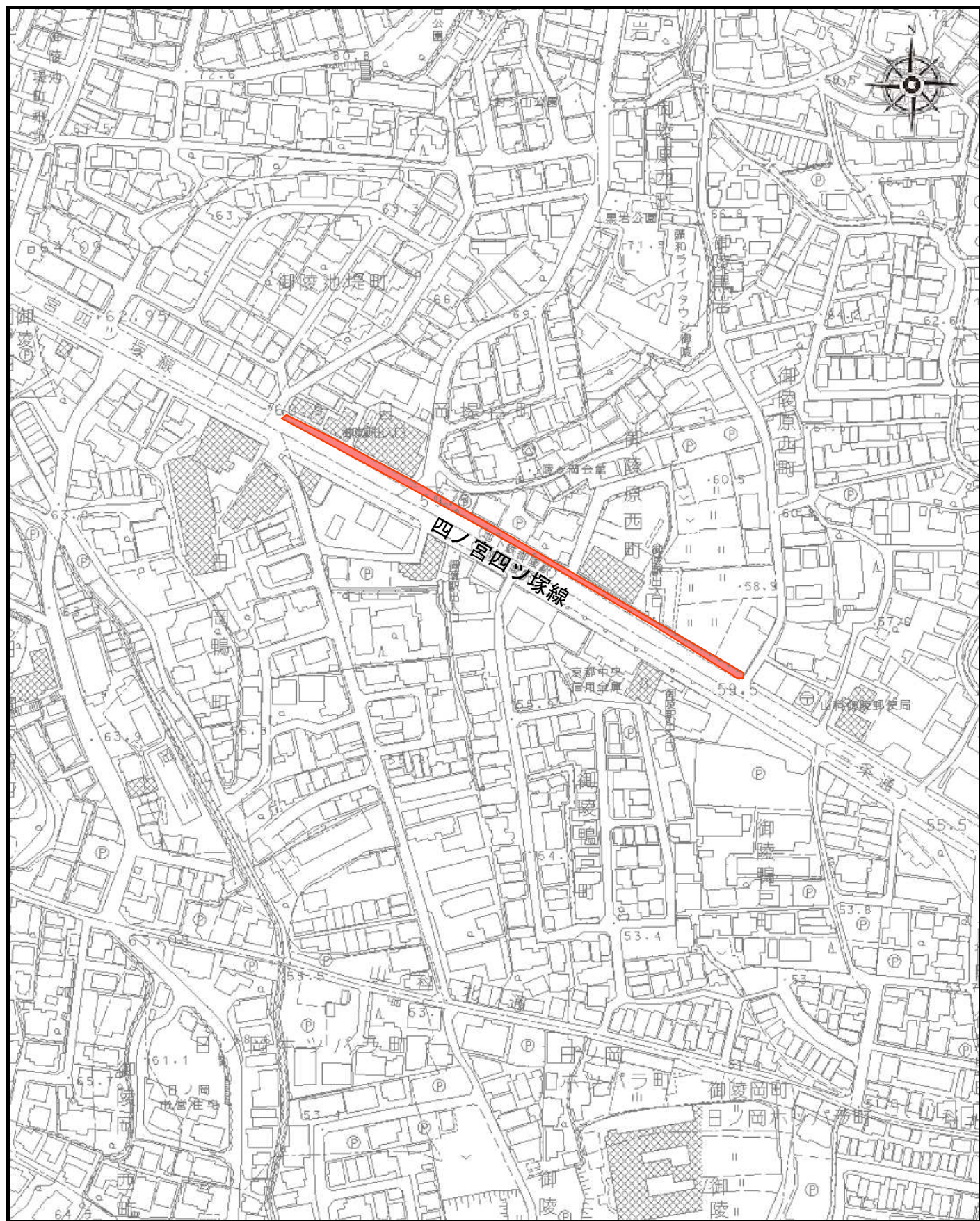
遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

箇所図



1/2500

 本工事施工箇所